

令和6年度「マイスター派遣事業」のポイント

1 中小企業又は業界団体等

- ①指導対象は、主に15歳から35歳未満の若年技能者
ただし、35歳以上であっても、当該職種の技能が十分でない認められる者は可
- ②指導レベルは、技能検定2～3級程度のレベル。また、企業等の指導者育成や技能五輪全国大会等に係る指導等高レベルの指導が求められる場合は、指導内容に応じて柔軟に対応することも可能
- ③指導回数は、派遣指導1件につき、20回まで（事業主等が従事者の職業能力を向上させたことを支給要件とする助成金の受給申請をする場合及び賃金規程等により技能検定等の資格取得により賃金をアップする規定を定めている場合で資格取得に係る指導を行う場合、又は指導対象者が技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に参加する場合の大会に係る指導を行う場合は、40回まで）
※なお、実施に当たり、派遣指導実績の有無は問わないこととされたこと。



企業での実技指導の様子（電気溶接）

2 工業高校等学校及び専修学校・各種学校（公立職業能力開発施設を除く。）

- ①生徒と同時に教師を指導することも可能。また、学校名、課程名、コース名にかかわらず、建設業及び製造業への就職を目指す生徒・学生を対象
- ②指導レベルは、技能検定3級程度のレベル
- ③指導回数は、派遣指導1件につき、10回まで（指導対象者が技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に参加する場合の大会に係る指導を行う場合は、40回まで）
（同一の工業高校等や特定の学生に複数件の派遣指導を行うことも可能。ただし、過度な件数、回数など事業の公平性を欠く場合は不可。なお、上限回数の範囲内であれば、異なる時期、別の職種（作業を含む）に分けて指導することも可）



工業高校での実技指導の様子（建築大工）

3 公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等

- ①指導対象は、不特定多数の者に対して指導等を行う場合は対象年齢を柔軟に設定
- ②派遣指導内容は、不特定多数の者に対して指導等を行う場合は、ものづくりに対する興味をえられるよう柔軟にレベルを設定
- ③指導回数は、指導件数1回につき、1回



民間施設での体験教室の様子（表装）

4 小中学校等

- ①対象は、小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等
- ②実施単位は、原則として小中学校等の学年単位。実情によりクラス単位や希望者だけの実施可
- ③実施回数は、1件につき、1回
- ④実施時間は、1回につき3時間まで



中学校での体験教室の様子（製菓作）

まずは、宮城県技能振興コーナーまで気軽にお問合せください。

TEL 022-727-5380

FAX 022-727-5381

宮城県技能振興コーナー

検索